

## 青年部

## 愛知県と愛産協青年部との意見交換会

- ・日 時：令和5年2月14日（火）午後2時
- ・場 所：協会3階会議室（名古屋市中区）
- ・参加者：9名（愛知県環境局4名、青年部5名）

令和3年度に引き続き、2回目の意見交換会が行われました。当日は、名刺交換から始まり専務理事堀部隆司氏の司会にて進行し、それぞれの自己紹介が行われた後、議題に沿って意見交換が進められました。

### 議題1：廃棄物の再利用推進について

宮下氏 蒲郡市では、持ち込まれた粗大ごみ等のうち、まだ使えると判断できるものをメルカリで販売する取り組みを始めている。この事例は一般廃棄物であるが、排出者が廃棄としたものに、他者が物質的価値を見出し、販売する事例をどのように考えるか。

県：嶋田氏 産業廃棄物の場合は、排出事業者との契約に基づき処理業者が処理をすることになるので、契約通りでない行為をすることは問題である。本来であれば、排出事業者が、あらかじめ有価物と廃棄物を分別・整理した上で、廃棄物は適正に処理すべきで、不正転売等がないようにしていかないといけない。排出事業者との契約においてあらかじめ整理が必要と考えられる。本県では、過去に、廃棄物であるかどうかを明確にしなかったために不正転売され不適正処理に繋がった事例があった。

宮下氏 一般廃棄物であっても、排出者に廃棄の意思があるものに、他者が物質的価値を見出すことに違和感があったが、これらは問題のない事例か。

司会 一般廃棄物の場合、市町村が粗大ごみで引き取ったものを清掃・修理等して、リサイクルプラザで安価に販売している例が多数ある。

県：嶋田氏 蒲郡市の場合は、一般廃棄物であるが、メルカリで販売する場合には、排出者の承諾を得てやっていると聞いている。

遠山氏 産業廃棄物は排出事業者に処理責任があり、一般廃棄物は市町村に処理責任があるからと考えていいか。

県：嶋田氏 その通りと考える。

### 議題2：有価物の定義について

松永氏 自動車解体業者が使用済み自動車を買い

取る場合に、その車内にその車のタイヤとは別の廃タイヤを詰め放題というサービスが行われている事例がある。全体を有価として買い取っても、車体と一体化していない廃タイヤをマニフェスト無しで引き取るのは、適法といえるか。

県：嶋田氏 これは適法ではないと認識している。詰め込まれた廃タイヤは、使用済み自動車とは別に処理すべきである。この事例は把握していないかったので、場合によっては指導させていただく案件だと考える。

松永氏 業界全体の問題であるので、こういう事例は違法であることを何らかの形で県から周知いただけないか。

県：嶋田氏 この事例だけで周知できるかは検討を要する。

松永氏 お客様からこのような話があった場合は、これは違法と答えて良いか。

県：嶋田氏 答えていただいてかまわない。

### 議題3：手元マイナス時のマニフェスト運用について

遠山氏 平成25年3月29日付けの環境省通知で、「産業廃棄物を再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受けるものへ引き渡す場合において、引渡し側が輸送費を負担し、輸送費が売却代金を上回る場合、事業全体で引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、再生利用又はエネルギー源と利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えない。」とされている。手元マイナスでも有価物であると総合判断できる場合、マニフェストの運用はA票、B票のみの使用で良いか。また、廃棄物に該当しない場合であっても、念のためマニフェストを運用して問題ないか。

県：嶋田氏 逆有償で譲り受ける物でも、利用実績や売却実績等があり、有償で譲り受ける者に到達した時点で廃棄物に該当しないと判断できる場合には、マニフェストのA票、B1票、B2票で運用していくのに問題はない。廃棄物に該当しない場合、マニフェストを運用してはならないという規定はないが、廃棄物として扱うべきものと間違わないよう、廃棄物に該当しないものであることをマニフェストに明記して運用してほしい。

司会



事務局  
専務理事 堀部 隆司 氏

愛知県環境局資源循環推進課



産業廃棄物グループ  
主査 服部 翔吾 氏



産業廃棄物グループ  
主査 吉野 順子 氏

愛知県環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室



指導グループ  
主査 島田 深志 氏



監視グループ  
主査 西森 友昭 氏

(一社) 愛知県産業資源循環協会 青年部



会長 天野 晃明 氏  
岡崎技研（株）  
代表取締役



副会長 松永 宰 氏  
(株)三洋商店  
マテリアル事業部長



副会長 宮下雄一郎 氏  
(株)石川マテリアル  
取締役



幹事 遠山 大樹 氏  
(株)環境むかい  
代表取締役



会務 東久保翔平 氏  
(有)愛知環境センター  
代表取締役社長

遠山氏 販売先に到着後、本当に有価として扱われたかどうか追及された場合、売却伝票などをそろえておけばいいのか。また、この場合、C票以降にも記入してもらうのか。

県：島田氏 売却伝票等を示せるようにしておくことと、中間処理しないのでC票以降は必要ない。

議題4：廃棄物の保管基準について

天野氏 同様の性状を有する一般廃棄物、例えば伐採した木枝、と同様の産業廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設は、届出により一般廃棄物処理施設の設置許可を不要としているが、産業廃棄物と一般廃棄物を混ぜて保管してはいけないことになっている。全く同様の廃棄物を扱う場合、分けて処理できれば使用するエネルギーの削減に繋がると考えるがいかがか。

県：西森氏 令和3年9月30日付けの環境省通知で、「同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処分業の許可を有する者の施設において、当該一般廃棄物と産業廃棄物を混合して保管、投入及び処分しても差し支えない。また、処分後の残さについては、処分した一般廃棄物と産業廃棄物の比率で按分し、以後それぞれの区分の残さとして取り扱っても差し支えない。」とされている。

産業廃棄物を所管する県としては、この通知に沿う処理であれば問題はないと考える。一般廃棄物は市町村の所管なので関係市町村への確認が必要と考えている。

司会 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースを踏まえて、環境省において、順次、廃掃法の適用に関する見直しが行われており、解釈の明確化を図るために出された通知の中

の一つである。

宮下氏 一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処分業の許可を取得していないといけないということか。

県：西森氏 その通りである。

議題5：役員変更時の提出書類について

天野氏 収集運搬業、処分業、施設と許可が区分されているため、役員変更等があれば、許可毎にそれぞれ申請することとなっているが、DXを活用する等して一つの申請に簡素化できるのではないか。

県：吉野氏 世の流れとしてDXを普及していくことは必要かと思うが、許可が別々になっている以上、現時点では対応しかねる。ただ、主要都市圏の行政会議等で環境省が電子申請・届出等のシステムを検討していると聞いているので、そういう動きを注視していきたいと考える。

天野氏 申請関係を全てデジタル化するのか。

県：吉野氏 具体的な内容は明示されていない。申請書には大量の図面等も添付されるため、全てというのは実質的には難しいと思う。

司会 電子申請・届出等のシステムについては、環境省が検討を始めたと循環経済新聞に出ていた。県も電子申請・届出等システムを運用しているが、簡易な書類だけでしたか。

県：島田氏 単純な実績報告等となっている。業に関する申請書類等は対象となっていない。

天野氏 会議等では様式の統一化について意見は出ているか。各県で様式が違っている。

県：吉野氏 様式の統一化に関する意見はでていない。

司会 様式の統一化については、協会から県に要望し、全産連からも環境省に要望しているが実現



できていない。

県：吉野氏 都道府県等には、それぞれに許可権限があり、過去からの事情や背景の下に判断基準があつて様式を定めている。

#### 議題6：プラスチック資源循環促進法について

東久保氏 令和4年4月1日からプラスチック資源循環促進法が施行された。この法律の影響かどうかは分からぬが、産業廃棄物が減っていることに業を営むものとして危機感を覚えているということを他の産廃業者から聞いている。この法律における我々産業廃棄物処理業者の位置付けや立場をどのように考えたらいいのかを確認したい。特に、弊社はプラスチック類を原材料としたフラフ燃料製造業者であり、サーマルリサイクルの分野でどういう役割を担っていくのか。EUではサーマルリサイクルはエネルギーリカバリーに区分され、リサイクルという立ち位置から外れているとしているが、今後RPFやフラフ燃料製造業者の役割はどういったものになっていくのか教えてほしい。また、我々業界は製造事業者、排出事業者とどのように連携を取るべきかについても見解を聞かせてほしい。

県：服部氏 プラスチック資源循環促進法では、事業者、消費者、国、市町村、都道府県、それぞれの役割が求められている。事業者の中で、製造・販売事業者は製造販売したプラ使用製品を自主回収・再資源化することが、排出事業者については、プラ使用製品産廃を回収・再資源化することとなっている。産廃処理業者は、製造・販売事業者や排出事業者が回収・再資源化を行うに当たって、委託という形で収集運搬や再資源化に関わることになる。RPFやフラフ燃料については、事業者が行う再資源化の中で優先順位が付けられており、先ず、排出抑制、分別、再資源化できるものは再資源化すること、再資源化できないもので熱回収できるものは熱回収することの順となっている。排出事業者は、再資源化等を適切にできる事業者に委託することになる。RPFやフラフ燃料については、再資源化できないものについて適切な熱回収ができるような燃料製造をしていくことが必要と考える。連携については、排出事業者等に対して再資源化を提案して、一緒に再資源化を推進していくのがプラ新法の趣旨と考える。

詳細については環境省にお聞きいただきたい。また、プラ新法については、県が開催した「産業廃棄物適正処理推進セミナー」の中でも環境省の方にお話しいただいたところである。

東久保氏 再資源化に焦点があり、再資源化の中でサーマルリサイクルは優先順位が低いということ。

県：服部氏 3Rの中にも順位があり、リサイクルの中にもプラスチックについては順位ができた。新法の趣旨からするとそうなるが、再資源化できるものばかりではないので、そういうものはもらさず熱回収等していくことが必要と考える。

司会 東久保さんの会社で取り扱っている軟質プラスチックについて、フラフ以外に再資源化できる可能性はあるのか。

東久保氏 今、マテリアルリサイクルしようという動きはあり、そこから素材別に分けてペレットを作ったり、ケミカルリサイクルをやり始めている業者はある。また、RPFやフラフの設備を使ってマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの一次処理、減容固化するという流れがある。我々のやってきたことはなくなるという認識はなく、プラスチックの再資源化のためになんとか活用していきたいと考えている。

#### <その他>

松永氏 鉄くずのリサイクル業で、輸送が困難な大きな鉄くずの場合、トレーラーで牽引していく移動式の金属くずの切断施設（ギロチン）を現地に持つていって中間処理するのは、許可を取得できるのか。

県：服部氏 移動式は、建設系の木くずやがれき類の破碎施設等について許可を出しているが金属くずの切断施設については事例がない。業の許可については、移動式の場合、各現場における囲いの設置、騒音振動対策等クリアしないといけないことが沢山あると考える。

令和4年度に青年部の役員も変わり、初めての意見交換会という方もおられ、緊張感がありました。青年部の皆様からはしっかりと要望や意見を伝えることができ、また、行政担当者の方々とは、法令遵守のもとに共に循環型社会構築についての共感が得られた意見交換となりました。